

「京の米」生産イノベーション事業

1 趣 旨

米の産地間競争に対応するため、実需の求める品質や数量を、適切な投資で実行する生産が必要である。そこで実需からの具体的なニーズに適切に対応できるよう、ICT技術も活用して生産や流通体制を整備するとともに、老朽化する共同乾燥施設など生産基盤を低投入で長寿命化させる機能保全対策への支援を行い、価格競争に弱い府内産地の生産力と農村所得の効率的な向上を目指す。

2 事業概要

目的 大口ニーズに対応するフレコンや貯蔵体制の整備、顧客のニーズに応える個別乾燥など、食味にこだわった競争力のある米等を地域ぐるみで効率的に生産するため必要な施設や機械導入等を支援する。

※フレコン（フレキシブルコンテナ）：酒蔵などの大口需要に対応して、小袋詰めせずにバラで出荷する化学繊維容器。フレコンで農産物検査を受けられる体制づくりなども必要。

実施主体

3戸以上の農業者で組織する団体、農業生産法人、農業協同組合、認定農業者等

メニュー

(1) 生産・流通機械、施設の導入による受注生産支援

※実需ニーズに応じた生産を概ね5ha以上拡大する計画を有する事業主体の施設や機械導入を支援

○共同機械導入による低コスト生産支援（50,000千円）

ア 実需ニーズに応じた米を区別して生産し、質・量を確保するために必要な機械・施設

(例)・低コストの健苗育成に役立つ株間調節田植機

・食味にこだわった生産のための食味計付きコンバイン

・良食味評価の高い低温乾燥を行う遠赤外線乾燥機 等

イ 受注した米を区分出荷し、流通の改善や高付加価値化に寄与する機械、設備

(例)・区分出荷を目的とするミニライスセンターの整備

・適期、適量の出荷を目的とするリーファーコンテナ 等

○新品種生産方式の導入支援（5,000千円）

他品種と差別化した新品種の生産方式に必要な機械等

(例)・食味にこだわった乾燥のための乾燥機

・品質の良い米を選別する色彩選別機

【補助率】 4/10

〔 1/2以内：概ね集落全域の作業を行う組織、農地中間管理事業による
農地集積、先進的技術の導入 〕

(2) 施設の整備による長寿命化支援（5,000千円）

集落組織などの所有する既存のライスセンター、貯蔵施設、育苗施設等の計画的な機能保全対策を促し、低投入で施設の長寿命化を図り、生産コストの低減に寄与（施設の補強、省エネ対策等）

※10ha以上または集落の水稲作付面積の80%以上を耕作・受託する事業主体の該当する機械設備について1回のみ

【補助率】 1/4以内

3 予算要求額

60,000千円(一般財源10/10)

「京の米」生産イノベーション事業実施要領

9 農産第141号
平成29年3月31日

第1 趣 旨

平成30年からの米政策の転換に伴い想定される米の産地間競争に対応するためには、需要に応じた品質や数量の生産を適切な投資で実現する必要がある。そこで、実需者からの具体的なニーズに対応するため、生産・流通機械を整備するとともに、老朽化する共同乾燥施設などの生産基盤に対し、低コストで長寿命化を図る機能保全対策への支援を行い、価格競争に弱い府内産地の生産力と農村所得の向上を目指す。

京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱（平成6年京都府告示第28号、以下「補助金交付要綱」という。）に定める「京の米」生産イノベーション事業（以下「本事業」という。）については、補助金交付要綱及びこの要領により実施するものとする。

第2 事業の概要

本事業の事業種目、事業内容、補助対象、事業実施主体、事業要件及び補助率については、別表1に定めるとおりとする。

第3 事業の実施

- 1 事業実施主体は、事業実施計画書を作成し、市町村長に提出する。
- 2 市町村長は、補助金交付要綱第4条に規定する補助金交付申請にあたり、事業実施計画書（別記様式第1号）を作成し、補助金交付申請書に添付して管轄する京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の場合は知事）（以下「振興局長等」という。）に事前協議の上、提出するものとする。なお、補助金交付要綱別記第1号様式の記の2の知事が別に定める様式については、この要領の別記様式第1号のとおりとする。
- 3 受益市町村が複数となる場合は、上記1、2に関わらず、事業実施主体は、補助金交付申請書に事業実施計画書を添付して、主たる事務所の所在地を含む市町村を管轄する振興局長等に事前協議の上、提出するものとする。
- 4 知事は、提出のあった事業実施計画書を審査し、その内容が本事業の趣旨に照らして適当であると認められる場合、市町村長又は事業実施主体に対して事業計画の承認を行うものとする。なお、承認の決定は補助金交付決定をもって代えるものとする。
- 5 実施計画の変更については、補助金交付要綱に規定する変更承認申請書を用い、上記1～4の規定を準用するものとする。なお、この要領に基づき実施計画の変更の承認を要するものは、補助金交付要綱別表の変更の欄に掲げる事項を変更する場合とする。

第4 関係する計画との整合等

- 1 他の計画等との整合
本事業の実施に当たっては、府及び地域が定める水田フル活用ビジョン等その他関連する計画との整合を図るものとする。
- 2 他の事業との連携
本事業の実施に当たっては、水稻を含む土地利用型作物生産の一層の効率化や、地域条件に応じた産地づくりなどを推進する上で関連する事業と連携して推進し、とりわけ京都府農業再生協議会及び地域農業再生協議会等が実施する諸対策との一体的、総合的な取り組みに配慮するものとする。

第5 事業の指導

- 1 本事業の円滑かつ確実な実施を図るため、府は、市町村、農業団体と連携して協力体制を整備し、指導及び支援を実施するものとする。
- 2 府においては、事業実施主体に対して京都産の米の利用実態等の情報提供を行うとともに、関係団体と一体となって実需者との連携強化を図り、京都産の米の知名度向上、需要拡大を推進するものとする。
- 3 本事業において、府は、市町村と連携し、事業実施主体に対して農業機械・施設利用の効率化を図られるよう、助言及び指導を行うものとする。
- 4 府は、市町村と連携し、農地利用のゾーニング、農地の団地化及び担い手への作業集積等が効率的に行われるよう事業実施主体を指導するものとする。

第6 府の助成

知事は、本事業の実施に係る経費について、予算の範囲内において、市町村長又は事業実施主体に対して補助するものとする。

第7 事業に係る報告

1 着手届及び完了届

- (1) 事業実施主体は第3の規定に準じて、事業に着手したときは着手届を、完了したときは完了届を、直ちに市町村長に別記様式第3号により提出する。ただし、受益市町村が複数となる場合は、主たる事務所の所在地を含む市町村を管轄する振興局長等に提出するものとする。
- (2) 市町村長は上記着手届を受領したときは着手から10日以内に着手届を、完了届を受領したときは、完了検査を実施し事業が適正に行われたことを確認した上で完了から10日以内に完了届を管轄する振興局長等に提出するものとする。

2 実績報告

- (1) 市町村長は、事業完了後すみやかに補助金交付要綱に規定する補助金実績報告書を管轄する振興局長等に提出するものとする。
- (2) 受益市町村が複数となる場合は、上記(1)に関わらず、事業実施主体は、補助金実績報告書を主たる事務所の所在地を含む市町村を管轄する振興局長等に提出するものとする。

3 導入・整備した機械等の利用状況

- (1) 事業実施主体は、機械使用年度から起算して3年間、当該年度の利用状況等について、各年度の機械使用期間終了後10日以内に、第3の規定に準じて別記様式第4号により提出する。ただし、受益市町村が複数となる場合は、主たる事務所の所在地を含む市町村を管轄する振興局長等に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)の報告を受けたときは、報告があつてから10日以内に、管轄する振興局長等あて提出するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については知事が別に定めるものとする。

附 則 (平成29年3月31日9農産第141号)

この要領は、平成29年度分の事業から適用する。

別表1（第2関係）

事業種目	1 生産・流通機械、設備の導入による受注生産支援対策	2 施設の整備による長寿命化支援対策
事業内容	<p>実需者からの具体的なニーズに適切に対応できるよう、生産及び流通体制の整備に必要な機械・設備の導入を支援する。</p>	<p>老朽化した共同乾燥施設等の生産基盤について、低コストで長寿命化を図る機能保全対策への支援を行う。</p>
補助対象	<p>・実需者ニーズに応じた米を、区別して効率的に生産するため、必要な機械及び設備（直播機、コンバイン、遠赤外線乾燥機、籾摺り機、選別機等） ・米の流通面での改善及び高付加価値化等に寄与する機械・設備（食味計、精米機、フレコン計量設備、荷造梱包機、貯蔵・保管設備等）</p> <p>※特別栽培米に取り組む場合は、堆肥散布機、温湯種子消毒器、除草アタッチメント付き多目的田植機、疎植用田植機、ブームスプレーヤー等も対象とする。</p>	<p>共同乾燥施設等（ライスセンター、貯蔵施設、育苗施設等）の保守作業とそれに基づく機能維持費用</p> <p>※ 自走式農業機械及び育苗ハウスの被覆交換は除く</p>
事業実施主体	<p>京都府内に主たる経営基盤をもつ次に掲げるもの ① 3戸以上の農業者等で組織する団体、農業生産法人、② 農業協同組合、③ 認定農業者等 ただし、認定農業者（個人及び1戸1法人）については、集落の80%以上の面積を耕作又はその受託を行う場合に限る</p>	
事業要件等	<p>1 事業実施主体が行う受益地区内の水稻生産について、次のいずれかを満たしていること。 (1) 概ね5ha以上の面積について作業受託（次に掲げる主要作業のうち1作業以上）する計画を有していること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><主要作業> ① 耕起又は代かき、② 移植又は直播、③ 本田防除、④ 収穫、⑤ 乾燥調製、⑥ 選別・品質区分、⑦ 荷造り包装、⑧ 貯蔵・出荷 ※⑥～⑧について受託面積を求める場合は、受託数量と地域の合理的な単収から換算する</p> </div> <p>(2) 概ね5ha以上、土地の利用権設定し、水稻生産を行う計画を有すること。</p> <p>2 上記について、特別栽培米、酒米、加工用米、食味値を反映して販売する米等、実需者ニーズに対応した米生産とすること。</p> <p>3 3戸以上の農業者で組織する団体にあつては、代表者の定めがあり、組織、運営並びに米の販売についての定めがあること。</p>	<p>10ha以上又は集落の水稻作付面積の80%以上を耕作又は受託する事業主体に対し、該当する機械設備について1回のみ助成</p>
補助率	<p>4 / 10以内 (主な受益地区について、概ね全域の作業を担う実施主体、農地中間管理事業利用による農地集積を行う実施主体又はICT等の先進技術の導入を行う実施主体の場合は1 / 2以内)</p>	<p>1 / 4以内</p>